

# 第3期世田谷区障害福祉計画

平成24年度～平成26年度

平成24年3月

世田谷区

目の不自由な方などへの情報提供に役立てられている「SPコード」を採用しています。1.8センチメートル角のコードを専用の読み取り機が音声に変換し、文章内容を読み上げます。



的, 即  $\mathbf{A}^{-1} \mathbf{A} = \mathbf{A} \mathbf{A}^{-1} = \mathbf{E}$ , 故  $\mathbf{A}^{-1}$  是  $\mathbf{A}$  的逆矩阵, 记作  $\mathbf{A}^{-1}$ 。

由逆矩阵的定义可知, 逆矩阵具有下列性质:

性质 1 若  $\mathbf{A}$  是可逆矩阵, 则  $\mathbf{A}^{-1}$  也是可逆矩阵, 且  $(\mathbf{A}^{-1})^{-1} = \mathbf{A}$ 。

性质 2 若  $\mathbf{A}$  和  $\mathbf{B}$  都是可逆矩阵, 则  $\mathbf{A} \mathbf{B}$  也是可逆矩阵, 且  $(\mathbf{A} \mathbf{B})^{-1} = \mathbf{B}^{-1} \mathbf{A}^{-1}$ 。

性质 3 若  $\mathbf{A}$  是可逆矩阵, 则  $\mathbf{A}^T$  也是可逆矩阵, 且  $(\mathbf{A}^T)^{-1} = (\mathbf{A}^{-1})^T$ 。

性质 4 若  $\mathbf{A}$  是可逆矩阵, 则  $\mathbf{A}^{-1}$  也是可逆矩阵, 且  $(\mathbf{A}^{-1})^{-1} = \mathbf{A}$ 。

性质 5 若  $\mathbf{A}$  和  $\mathbf{B}$  都是可逆矩阵, 则  $\mathbf{A} \mathbf{B}$  也是可逆矩阵, 且  $(\mathbf{A} \mathbf{B})^{-1} = \mathbf{B}^{-1} \mathbf{A}^{-1}$ 。

性质 6 若  $\mathbf{A}$  是可逆矩阵, 则  $\mathbf{A}^T$  也是可逆矩阵, 且  $(\mathbf{A}^T)^{-1} = (\mathbf{A}^{-1})^T$ 。

性质 7 若  $\mathbf{A}$  是可逆矩阵, 则  $\mathbf{A}^{-1}$  也是可逆矩阵, 且  $(\mathbf{A}^{-1})^{-1} = \mathbf{A}$ 。

性质 8 若  $\mathbf{A}$  和  $\mathbf{B}$  都是可逆矩阵, 则  $\mathbf{A} \mathbf{B}$  也是可逆矩阵, 且  $(\mathbf{A} \mathbf{B})^{-1} = \mathbf{B}^{-1} \mathbf{A}^{-1}$ 。

性质 9 若  $\mathbf{A}$  是可逆矩阵, 则  $\mathbf{A}^T$  也是可逆矩阵, 且  $(\mathbf{A}^T)^{-1} = (\mathbf{A}^{-1})^T$ 。

性质 10 若  $\mathbf{A}$  是可逆矩阵, 则  $\mathbf{A}^{-1}$  也是可逆矩阵, 且  $(\mathbf{A}^{-1})^{-1} = \mathbf{A}$ 。

性质 11 若  $\mathbf{A}$  和  $\mathbf{B}$  都是可逆矩阵, 则  $\mathbf{A} \mathbf{B}$  也是可逆矩阵, 且  $(\mathbf{A} \mathbf{B})^{-1} = \mathbf{B}^{-1} \mathbf{A}^{-1}$ 。

性质 12 若  $\mathbf{A}$  是可逆矩阵, 则  $\mathbf{A}^T$  也是可逆矩阵, 且  $(\mathbf{A}^T)^{-1} = (\mathbf{A}^{-1})^T$ 。

性质 13 若  $\mathbf{A}$  是可逆矩阵, 则  $\mathbf{A}^{-1}$  也是可逆矩阵, 且  $(\mathbf{A}^{-1})^{-1} = \mathbf{A}$ 。

性质 14 若  $\mathbf{A}$  和  $\mathbf{B}$  都是可逆矩阵, 则  $\mathbf{A} \mathbf{B}$  也是可逆矩阵, 且  $(\mathbf{A} \mathbf{B})^{-1} = \mathbf{B}^{-1} \mathbf{A}^{-1}$ 。

性质 15 若  $\mathbf{A}$  是可逆矩阵, 则  $\mathbf{A}^T$  也是可逆矩阵, 且  $(\mathbf{A}^T)^{-1} = (\mathbf{A}^{-1})^T$ 。

性质 16 若  $\mathbf{A}$  是可逆矩阵, 则  $\mathbf{A}^{-1}$  也是可逆矩阵, 且  $(\mathbf{A}^{-1})^{-1} = \mathbf{A}$ 。

性质 17 若  $\mathbf{A}$  和  $\mathbf{B}$  都是可逆矩阵, 则  $\mathbf{A} \mathbf{B}$  也是可逆矩阵, 且  $(\mathbf{A} \mathbf{B})^{-1} = \mathbf{B}^{-1} \mathbf{A}^{-1}$ 。

性质 18 若  $\mathbf{A}$  是可逆矩阵, 则  $\mathbf{A}^T$  也是可逆矩阵, 且  $(\mathbf{A}^T)^{-1} = (\mathbf{A}^{-1})^T$ 。

性质 19 若  $\mathbf{A}$  是可逆矩阵, 则  $\mathbf{A}^{-1}$  也是可逆矩阵, 且  $(\mathbf{A}^{-1})^{-1} = \mathbf{A}$ 。

性质 20 若  $\mathbf{A}$  和  $\mathbf{B}$  都是可逆矩阵, 则  $\mathbf{A} \mathbf{B}$  也是可逆矩阵, 且  $(\mathbf{A} \mathbf{B})^{-1} = \mathbf{B}^{-1} \mathbf{A}^{-1}$ 。



## はじめに

誰もが大切にされ、そして支えあう社会をつくるために私たちは日々努力をしています。

世田谷区では、「せたがやノーマライゼーションプラン」や障害福祉計画を策定し、基本理念である「安心して地域で自立した生活を継続できる社会の実現」をめざして、様々な障害者施策に取り組んでまいりました。

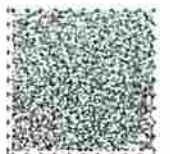
このたび、区では、平成24年度から26年度までの3ヵ年を期間とする「第3期障害福祉計画」を策定いたしました。この計画では、「地域で自立した生活を送る」、「安心して働く」、「生きる力を高める」、「障害者の地域生活を支える」という4つの大項目と、その下に6つの主要テーマを設定し、主要テーマごとに障害者が安心して地域で暮らし続けるための施策を推進することとしております。

現在、国において、新たな障害者制度の構築に向けた議論が進められており、今後新たな福祉法制の実施や（仮称）障害者差別禁止法の制定が予定されるなど、障害者を取り巻く状況は大きく変わろうとしております。

区では、こうした国の動きを注視するとともに、障害の当事者やご家族、障害福祉に関わる方々等、様々な声を反映させながら、障害のある方もない方もともに支えあえる誰もが安心して暮らすことのできる「福祉文化都市」と呼べる世田谷区を目指して、区民の皆様のご信頼に応える施策を着実に進めてまいります。

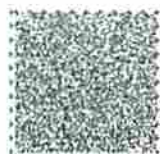
世田谷区長

保坂 のぶと 展人



# 目 次

第1章 計画策定の背景	
1 障害者制度改革の取り組み	1
2 世田谷区の取り組み	3
世田谷区の先進的取り組み	4
障害福祉計画のこれまでの取り組み	7
第1期・第2期障害福祉計画の供給見込み量と実績	10
3 第3期障害福祉計画の位置づけ	12
第2章 障害福祉施策推進の基本的な考え方	
1 基本理念	14
2 障害福祉施策体系	15
第3章 障害福祉施策の総合的な展開	
I 地域で自立した生活を送る	
障害者の多様な住まい	16
II 安心して働く	
障害者就労～自分にあった働き方をみつける・続ける～	21
III 生きる力を高める	
(1) ライフステージに応じた日中活動を中心とした社会参加	25
(2) 障害児の自立をめざした支援の環境づくり	31
IV 障害者の地域生活を支える	
(1) 相談支援体制の再構築	36
(2) 障害者を支える地域づくり	42
第4章 障害福祉施策実施の取り組み	
1 主要テーマ以外の障害福祉施策の取り組み	52
2 数値目標とサービス見込量	55
第5章 障害福祉施策の推進	
1 計画推進の方策	62
2 その他	63
資料編	
○ 世田谷区の障害者の状況	64
○ 世田谷区障害関連施設等一覧	68
○ 障害者児実態調査の結果(概要)	70
○ 障害者施策への意見・要望	74
○ 障害者制度改革の概要(国資料の抜粋)	76
○ 国の基本指針及び東京都の基本的考え方(抜粋)	79
○ 計画策定の経過	89
○ 用語解説	92



## 第1章 計画策定の背景

### 1 障害者制度改革の取り組み

#### (1) 支援費制度の施行

障害者福祉の地域福祉化やサービス供給主体の多元化の流れが加速する中、平成12年、国において、社会福祉基礎構造改革が始動し、「個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活が送れるように支える」という理念の下に、従来の措置制度について利用者本位の観点から見直しが行われた。これを受けて、障害者の自己決定を尊重し、事業者との対等な関係に基づいて、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みとして、平成15年より障害者福祉の分野に「支援費制度」が導入された。

「支援費制度」はこれまでの措置制度を中心としてきた障害者福祉のあり方を抜本的に改革したものであった。しかし、サービス利用者の急増とそれによる費用の増大によって、現状のままでは制度の維持が困難であることが指摘された。

#### (2) 障害者自立支援法の施行

平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、障害者福祉は新たな段階に入ることになった。同法の主な特徴としては、(i) 障害福祉サービスの一元化、(ii) 区市町村への実施主体の一元化、(iii) 利用者応分負担の原則と国の財政責任の明確化、(iv) 就労支援の強化、(v) 支給決定の透明化・明確化等が挙げられる。区市町村には障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）を策定することが定められた。

#### (3) 障害者自立支援法をめぐる動向

障害者自立支援法の施行にあたり、(i) 利用料の1割を原則とする利用者負担、(ii) 事業者の減収、(iii) サービスの質・人材確保の困難、(iv) 抜本的な制度改正に伴う混乱と新体系移行の遅れなどが課題として挙げられた。

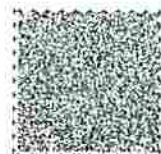
国では、平成19年度・20年度の特別対策として、(i) 低所得者世帯への月額負担上限額の引下げ、(ii) 事業者に対する激変緩和措置、(iii) 新法移行等のための緊急的な経過措置を実施した。

これと合わせて平成20年度に障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置として、(i) 利用者負担の更なる軽減、(ii) 事業者の経営基盤の強化、(iii) グループホーム等の整備促進を実施した。

平成22年度には、低所得者の利用者負担の無料化を実施した。

#### (4) 障害者制度改革推進の動き

障害者権利条約の採択と発効を受け、条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障害者に係る制度の集中的な改革に取り組むため、平成21年12月に「障がい者制度改革推進本部」（以下「本部」という。）を内閣に設置した。「本部」のもとに開催される「障がい者制度改革推進会議」において、平成22年6月「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」がまとめられ



たことを受けて、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」が6月29日に閣議決定された。そこでは、横断的課題における改革の基本的方向性や今後の進め方として、障害者基本法の改正、障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定、「(仮称)障害者総合福祉法」の制定が示された。

それを受けて、平成22年12月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が制定され、障害保健福祉施策を見直すまでの「つなぎ法案」として、障害者自立支援法の改正が行われている。

その後、平成22年12月「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を推進会議でまとめられたことを受けて、平成23年8月に障害者基本法の一部を改正する法律が公布・施行された。また平成23年6月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が公布された。今後は、平成24年～25年に新たな福祉法制の実施や、障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定が見込まれている。

## 【参考】

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の概要

- |   |  |
|---|--|
| ① 法律の趣旨<br>(平成22年12月10日施行)                | → 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正  |
| ② 利用者負担の見直し<br>(平成24年4月1日施行)              | → 利用者負担については、原則応能負担に<br>障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減  |
| ③ 障害者の範囲の見直し<br>(平成22年12月10日施行)           | → 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化  |
| ④ 相談支援の充実<br>(平成24年4月1日施行)                | → 相談支援体制の強化<br>・基幹相談支援センターの設置<br>・「自立支援協議会」を法律上に位置づけ<br>・支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画案を勘案)                     |
| ⑤ 障害児支援の強化<br>(平成24年4月1日施行)               | → 児童福祉法で基本としている身近な地域での支援の充実<br>・現在は障害種別等で分かれている施設の一元化<br>・通所サービスの実施主体を市町村へ移行 等<br>放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設 |
| ⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実<br>(平成23年10月1日施行) | → グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設<br>重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設   |



## 2 世田谷区の取り組み

### (1) 『世田谷区障害者施策行動 10 年計画』

世田谷区では、区市町村の障害者児施策への関与が少なかった時代から、独自に障害者施策に積極的に取り組んできた。昭和 53 年に策定した『世田谷区基本計画』を受けて、昭和 57 年には『福祉総合計画』を策定した。また、昭和 56 年の国際障害者年を契機として、昭和 58 年には障害者児施策の総合的・体系的推進の指針として『世田谷区障害者施策行動 10 年計画』を策定した。

### (2) 『せたがやノーマライゼーションプラン』

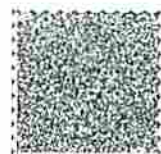
平成 7 年には、障害者基本法の定める「障害者計画」として、『せたがやノーマライゼーションプラン』を策定し、「完全参加と平等」を目標にさまざまな障害者施策を推進してきた。平成 13 年には、社会福祉基礎構造改革に対応して同プランを改定している。

平成 18 年には新たな「障害者計画」として、『せたがやノーマライゼーションプランー世田谷区障害者計画ー』を策定した。同プランは、平成 17 年度から平成 26 年度までにおける 10 年間の区の障害者児施策推進の基本的な指針となるものである。

### (3) 『世田谷区障害福祉計画』

平成 18 年には、障害者自立支援法第 88 条により市町村には、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画である「市町村障害福祉計画」の策定義務が課された。それを受けて平成 18 年度に『第 1 期世田谷区障害福祉計画』を策定した。

第 1 期世田谷区障害福祉計画を受けて、多様な施策を実施してきたが、平成 20 年度になると障害者自立支援法の見直しの動きが強まり、同法見直しに向けた抜本的な緊急措置が実施された。それを受けて平成 21 年度に、『第 2 期世田谷区障害福祉計画』を策定した。



## 〈 世田谷区の先進的取り組み 〉

### 世田谷区立身体障害者自立体験ホーム なかまっち

身体障害者を対象に、自立生活の体験の場を提供することにより地域社会における自立生活を促進すること等を目的として、平成11年4月に開設しました。

自立生活の体験の場は、6つの居室があり、一般入居は1年以内、短期入居は1月以内の期間で、一人ひとりの適性や目標に応じたプログラムを提供することにより、地域での自立生活の継続や地域移行の支援に取り組んでいます。生活体験を通して、生活スキルの向上や家族（親）から自立した生活イメージの構築が図られています。他区市に先駆けた先進的な取り組みから、現在も他自治体等からの見学者があります。

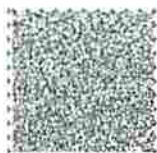
自立体験のほか、短期入所や日中ショートステイ、一時保護、平成21年度からは相談支援事業を実施するなど、多角的な事業により自立へ向けた効果的な支援に取り組んでいます。

### 世田谷区障害者雇用促進協議会

障害の理解と障害者雇用の促進を目的として、世田谷区とハローワーク渋谷などの行政機関、東京商工会議所世田谷支部、都立青鳥特別支援学校など28団体が連携し、啓発活動を行っています。

企業向け連続講座「障害者雇用支援プログラム」（法制度の勉強会や、障害者施設や障害者を雇用する企業の見学会）や、雇用促進イベント（企業・障害者と家族・障害者施設などの交流、パネルディスカッション、障害者雇用企業への感謝状贈呈）を実施しています。協議会では参加団体のネットワークを活かし、身近な地域でどのような働き方ができるかなど、地域と連携する新たな働き方の実現に向けた取り組みを進めています。

設立は平成15年ですが、自治体と産業団体が連携することは先進的な取り組みとして注目されており、他自治体や産業団体から、問合せをいただいています。





## 保護的就労

「一般企業への就職がすぐには難しい」、「就労移行支援事業を利用したが、もう少し訓練が必要」といった障害者が、世田谷サービス公社、世田谷区社会福祉協議会、世田谷区社会福祉事業団と雇用契約を結び、援助者の支援のもと、仕事を通し労働習慣や社会性を習得したうえで、企業等への就職を目指しています。

平成元年に事業開始し、現在111人の方が、区内施設17か所で、清掃、福祉喫茶、受付の仕事に就いています。特に、世田谷サービス公社は73名を雇用し、公社全体の障害者雇用率は28.59%で区内トップとなっています。

一般就労に移行するステップとしての役割は大きく、支援機関や他自治体からも注目されています。

## 世田谷区発達障害相談・療育センター「げんき」

世田谷区は、知的な遅れを伴わない発達障害を対象とした先駆的な支援施設として「世田谷区発達障害相談・療育センター」を平成21年4月に開設しました。

センターは、子ども計画の「配慮を要する子どもへの支援」の中核的な拠点施設として位置づけられており、区内5ヶ所の子育てステーションの発達相談室とともに、発達障害に関するあらゆる相談に応じています。

また18歳未満の発達障害あるいはその疑いのある児童に対してコミュニケーションや社会性の獲得等を目的とした療育を実施しています。

さらに、講演会やシンポジウム、広報誌等を通じた発達障害に対する理解の促進、保育園、幼稚園などに対する子どもの見立てや支援方法のアドバイス等の支援ならびに職員の人材育成、保護者、家族への助言など、地域支援活動を行っています。

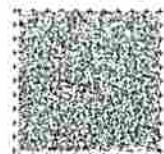
## 高次脳機能障害者に対する支援の取り組み

高次脳機能障害は、脳血管障害や交通事故等による脳の損傷によって記憶障害や失語症状等が生じる新たな障害ですが、外見からは分りにくい場合もあり、自覚症状も薄いため隠れた障害とされています。

世田谷区では、平成18年度に東京都の高次脳機能障害者支援モデル事業を受託したのをはじめ、高次脳機能障害者に対する移動支援を実施するなど、高次脳機能障害について先進的に取り組んできました。

総合福祉センターでは、外出の手助けをする高次脳機能障害者ガイドヘルパーの養成講座や若年の高次脳機能障害者を対象としたグループによる生活訓練、失語症会話パートナー養成講座などを実施するとともに、高次脳機能障害についての情報交換や事例検討を通じて区内の関係機関との連携を高めることを目的とした高次脳機能障害者関係施設連絡会を年3回開催しています。

また、「ケアセンターふらっと」（下馬二丁目）では「東京都心身障害者福祉センター」との連携や高次脳機能障害者支援員を配置することで、相談及び支援、関係機関等との連携、広報・普及啓発活動を行い、高次脳機能障害者・家族等に対する支援を促進しています。



### 世田谷区福祉移動支援センター「そとでる」

障害や高齢等により移動（外出）が困難な方の、福祉移動サービスに関する相談や福祉車両の配車（取次ぎ）などを行っています。相談は無料で、配車の利用にあたっては事前登録が必要です。配車の際は、利用者の身体状況や運行内容などに応じて、加盟している介護タクシー事業者、又は福祉有償運送を行うNPOを紹介しています。この事業は、東京都障害者施策推進区市町村包括補助事業の先駆的事業として、平成 18 年度の試行後、平成 19 年度より実施しており、障害者等の社会参加の促進に寄与しています。

※ 福祉移動サービス：公共交通機関の利用が困難な方が、外出する際、車いすでも対応可能な車両などを活用して移動を手伝うサービス

### 成年後見制度の推進と区民成年後見人の養成

障害者が地域の中で安心して生活していくために、成年後見の必要性が高まっています。世田谷区では、弁護士等の専門職後見や社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）とともに、区民後見人養成研修を受けた区民が後見人となる「区民成年後見人制度」とそれを支える体制を整備してきました。

平成 17 年度には「成年後見支援センター」を設置し、①相談員による相談、②弁護士による法律相談、③成年後見制度の利用支援、④後見人候補者に関する情報提供、⑤区民成年後見人の養成と活動支援、を実施しています。

平成 18 年度からは、区民成年後見人の養成を開始し、平成 22 年度までに 64 人を養成し、34 件の事案について東京家庭裁判所から審判を受け、後見活動を行っています。この区民成年後見人の養成と後見活動の支援については、全国で最も取り組みの進んでいる事例として評価されています。



## 〈 障害福祉計画のこれまでの取り組み 〉

### I 地域で自立した生活を送る

#### すまう

##### ●生活の場の確保

○グループホーム・ケアホームは、社会福祉法人等と連携し、3 ヶ年で5施設(22人)を計画的に整備している。

(平成23年4月現在 知的10か所71人 精神11か所63人 身体1か所5人)  
利用者は計画以上となっているが、55.8%は区外のホームの利用となっている。(そのうち都内ホーム83.0%) また、利用者は比較的障害程度区分の軽い人の割合が高い。

##### ●生活を支える居宅サービスの充実

○短期入所は、概ね計画通りに実施しているが、区内施設が少ないため、区外施設の利用が多い。また、区内に医療的ケアに対応できる施設がないため、遠方の施設を利用している。

○居宅介護、重度訪問介護は障害者の高齢化やニーズの多様化、精神障害者の利用の増加などにより、支給量実績が増えている。

##### ●施設入所支援

○施設入所支援の利用者は全国に広がっており、新体系への移行は進んでいる。

【新体系】 都内:174人 都外:215人 旧体系 都内:33人 都外:44人(平成23年4月現在)

### II 安心して働く

#### はたらく

##### ●障害者就労支援の充実

○障害者就労支援センターが中心となり、施設とのネットワークを強化し、情報交換や支援力向上の職員研修、施設の就労支援へのサポートなどに取り組み、障害者就労が進んだ。

【就職者数】 平成20年度 93人 平成21年度 100人 平成22年度 87人

○施設と企業との仲介事業を通し、作業発注する企業開拓や自主生産品の販路拡大や施設連絡会を定例化して情報交換を通し施設の工賃向上が進んだ。

○障害者雇用促進協議会内の連携を強化し、企業に直接呼びかけ、障害者雇用に向けた研修会等を実施し、企業の障害者理解が進んだ。

### III 生きる力を高める

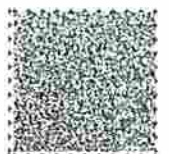
#### そだつ

##### ●配慮を要する子どもへの支援

○平成22年度より、新BOP・学童クラブの対象者を、要配慮児童については小学校4年生から6年生に引き上げた。

○配慮を要する児童・生徒等への教育的な支援を充実するために、区立小・中学校への人的支援の強化や特別支援学級の計画的な整備に取り組んだ。

○児童デイサービスは、主に就学前の障害児の療育に取り組み、一定の成果を上げている。



- 発達障害児への取り組みは、平成 21 年の世田谷区発達障害相談・療育センター「げんき」本格稼働より 2 年が経過し、計画に基づき順調に実施され、成果を挙げている。
- 日中一時支援事業としては、放課後や夏休み期間中の障害児支援や障害者児の日中一時保護を行っているが、サービス量は十分とはいえない。

### ふれあう

#### ●日中活動の場等の整備

- 日中活動の場等の整備や生活介護は、新規施設の開設、既存施設の改修や定員の柔軟化により、利用者の受け入れ枠の拡大が図られ、受け入れ人数の増加が進んだ。
- 自立訓練（機能訓練）は、一人ひとりの状態に合致した訓練プログラムを提供することで、地域生活を支えている。また、自立訓練（生活訓練）は、高次脳機能障害の啓発が進んでいることや、早期退院により地域でリハビリを行う流れが広まっており、地域での訓練として機能している。

【施設数】 就労移行事業 16 施設 定員 183 人 就労継続 A 事業 1 施設 定員 20 人  
 就労継続 B 事業 33 施設 定員 768 人 生活介護事業 20 施設 定員 472 人  
 自立訓練事業 3 施設 定員 42 人 (平成 23 年 4 月現在)

## IV 障害者の地域生活を支える

### あんしん

#### ●相談支援事業

- 相談支援事業者は 3 障害を対象としているが、専門分野に偏りがあり、知的障害者への相談支援体制が十分でない。
- 障害者が地域で自立した生活の継続を支援できるように、ケアマネジメント研修を実施しているが、一部の障害者の支援にとどまっている。
- 総合福祉センターでは、区民からの相談や療育機関や病院からの紹介など様々な相談に応じている。また、関係機関からの依頼による障害状況等の評価や適切な訓練療育を行う上での支援計画の作成等、専門相談機関としての役割を果たしている。
- 医療機関、就労支援センター、当事者、家族会等が参加する連絡会を通し、高次脳機能障害者の自立した日常生活、就労等包括的な支援体制を整備することができた。

#### ●成年後見制度の利用促進・支援

- 区民成年後見人養成研修修了生・区民成年後見人就任ともに、ほぼ計画どおりの実績となっており、成年後見制度の拡充が進んでいるが、障害者の利用は少ない。
- 平成 22 年度相談件数(地域福祉権利擁護事業)：2,487 件  
 (高齢者 1,903 件、知的障害者 90 件、精神障害者 189 件、その他 305 件)
- 平成 22 年度地域福祉権利擁護事業(日常生活支援事業)の利用者：82 人  
 (高齢者 64 人、知的障害者 18 人)



## ささえる

### ● 自立支援協議会の運営

- 地域のネットワークの構築や課題の共有化にむけて取り組むことができた。地域において自立支援協議会があまり認知されていないため、新たな分野や区民への支援の広がりが必要である。

### ● 障害者理解のための啓発

- 区のおしらせを活用し、広く区民に向けて障害理解の啓発を行うことができた。
- 区民ふれあいフェスタにおいて、障害のある方もない方も共にふれあえる場を提供し、障害者への理解を深めることができた。
- 障害者通所施設では、ボランティアの受け入れや事業を通じた近隣住民との交流の中から障害者への理解が深められている。

### ● 保健福祉サービスの質の向上への取り組み

- 21年度に苦情・事故・評価・指導による保健福祉サービスの質の向上の仕組みづくりについて庁内検討を進め、22年7月から取り組みを進めている。

### ● 障害福祉サービス人材の育成

- 障害者が地域で自立した生活を継続できるよう、支援する（ケアマネジメントできる）人材の育成を図っている。また重度訪問介護従業者養成研修や高次脳機能障害者ガイドヘルパー養成講座等を開催することにより、多様な福祉人材の確保・育成を図った。
- 精神障害者ホームヘルパー研修については、基礎研修及び実践研修を実施し、精神障害者へのホームヘルプに携わる介護職員の育成及び質の向上に向けて取り組んだ。
- 福祉・介護人材の確保・育成に向け、研修費助成を行い、区内事業所に有資格者を確保するとともに、区内施設のサービスの質の向上を図った。
- 相談支援事業者連絡会を定期的を開催し、区の担当部署と相談支援事業者とで情報共有・共通認識等の連携を深めた。



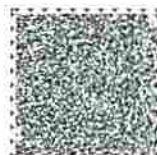


障害福祉サービス(1ヶ月あたり)													
区分	サービス名	第1期						第2期					
		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		供給見込み量	実績	供給見込み量	実績	供給見込み量	実績	供給見込み量	実績	供給見込み量	実績	供給見込み量	実績(見込)
訪問系	居宅介護	56,000	49,897	60,200	53,369	64,500	52,199	53,832	55,165	55,364	56,725.5	56,096	55,727
	重度訪問介護	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分
	行動援護												
	重度障害者等包括支援												
日中活動系	生活介護	170人*22日分	130人*12日分	300人*22日分	198人*12日分	670人*22日分	454人*16日分	487人*20日分	638人*19日分	497人*20日分	798人*19日分	959人*20日分	952人*18日分
	療養介護	10人分	7人分	10人分	7人分	10人分	6人分	7人分	7人分	7人分	5人分	7人分	5人分
	自立訓練(機能訓練)	15人*4日分	8人*5日分	20人*4日分	18人*6日分	25人*4日分	45人*5日分	51人*6日分	52人*7日分	51人*6日分	35人*7日分	51人*6日分	29人*7日分
	自立訓練(生活訓練)	20人*4日分	13人*7日分	30人*4日分	16人*6日分	50人*4日分	16人*7日分	23人*8日分	28人*9日分	23人*8日分	37人*8日分	49人*8日分	40人*10日分
	就労移行支援	5人*22日分	4人*4日分	40人*22日分	80人*7日分	175人*22日分	106人*15日分	200人*20日分	163人*16日分	200人*20日分	176人*16日分	200人*20日分	151人*14日分
	就労継続支援(A型)	0人*22日分	0人*0日分	0人*22日分	1人*20日分	40人*22日分	11人*17日分	21人*20日分	13人*16日分	21人*20日分	12人*16日分	21人*20日分	11人*15日分
	就労継続支援(B型)	15人*22日分	2人*21日分	45人*22日分	33人*11日分	490人*22日分	350人*16日分	661人*20日分	591人*17日分	671人*20日分	679人*16日分	745人*20日分	773人*14日分
	上記新体系日中活動系サービス小計(a)	235人分	164人分	445人分	353人分	1,460人分	988人分	1,450人分	1,492人分	1,470人分	1,742人分	2,032人分	1,961人分
	旧体系通所施設(b)	1,090人分	1,128人分	990人分	1,225人分	220人分	563人分	51人分	63人分	51人分	63人分	0人分	14人分
	参考(a)+(b)	1,325人分	1,292人分	1,435人分	1,578人分	1,680人分	1,551人分	1,501人分	1,555人分	1,521人分	1,805人分	2,032人分	1,975人分
	児童デイサービス	160人*4日分	152人*4日分	170人*4日分	183人*4日分	180人*4日分	173人*4日分	830人*2日分	604人*3日分	840人*2日分	718人*2日分	840人*2日分	896人*2日分
居住系	共同生活介護(CH)	130人分	150人分	140人分	152人分	155人分	153人分	170人分	195人分	180人分	207人分	215人分	219人分
	共同生活援助(GH)												
	施設入所支援(a)	120人分	9人分	300人分	40人分	390人分	60人分	61人分	172人分	61人分	313人分	465人分	391人分
	旧体系入所施設利用(b)	345人分	484人分	165人分	501人分	75人分	412人分	406人分	290人分	406人分	153人分	0人分	60人分
	参考(a)+(b)	465人分	493人分	465人分	541人分	465人分	472人分	467人分	462人分	467人分	466人分	465人分	451人分
短期入所	410人*2日分	127人*8日分	460人*2日分	155人*8日分	510人*2日分	175人*6日分	181人*7日分	184人*7日分	186人*7日分	176人*7日分	191人*7日分	219人*6日分	
相談支援(個別計画作成対象者)	150人分	0人分	170人分	3人分	210人分	4人分	108人分	8人分	108人分	6人分	108人分	8人分	

〈第1期・第2期障害福祉計画の供給見込み量と実績〉

地域生活支援事業

区分	サービス名	第 1 期						第 2 期					
		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
		供給見込み量	実績	供給見込み量	実績	供給見込み量	実績	供給見込み量	実績	供給見込み量	実績	供給見込み量	実績 (見込)
必須事業	相談支援事業												
	①障害者相談支援事業	1 箇所	1 箇所	3 箇所	4 箇所	5 箇所	4 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所
	②住宅入居等支援事業	1 箇所	0 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	③成年後見制度利用支援事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	④地域自立支援協議会	0 箇所	0 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	コミュニケーション支援事業	140 人	87 人	145 人	87 人	145 人	90 人	140 人	135 人	155 人	154 人	170 人	152 人
	日常生活用具給付等事業	1,200 件	996 件	1,250 件	1,087 件	1,285 件	1,260 件	1,242 件	1,255 件	1,316 件	1,331 件	1,393 件	1,386 件
	①介護訓練支援用具	40 件	55 件	45 件	34 件	45 件	35 件	40 件	57 件	42 件	60 件	45 件	59 件
	②自立生活支援用具	120 件	124 件	125 件	103 件	130 件	105 件	110 件	124 件	115 件	126 件	120 件	104 件
	③在宅療養等支援用具	90 件	76 件	95 件	54 件	100 件	70 件	85 件	80 件	100 件	94 件	115 件	110 件
	④情報意思疎通支援用具	180 件	178 件	185 件	92 件	190 件	150 件	180 件	126 件	195 件	177 件	210 件	173 件
	⑤排泄管理支援用具	695 件	539 件	725 件	784 件	750 件	880 件	800 件	834 件	840 件	875 件	880 件	917 件
	⑥住宅改修	75 件	24 件	75 件	20 件	70 件	20 件	27 件	34 件	24 件	29 件	23 件	23 件
	移動支援事業	85 箇所 380 人	77 箇所 335 人	95 箇所 400 人	87 箇所 414 人	100 箇所 420 人	90 箇所 430 人	100 箇所 440 人	103 箇所 484 人	110 箇所 446 人	120 箇所 632 人	120 箇所 449 人	157 箇所 866 人
	(延べ時間数)	44,300 時間	39,868 時間	48,250 時間	46,534 時間	52,170 時間	52,000 時間	55,700 時間	61,706 時間	56,900 時間	79,610.5 時間	57,700 時間	95,406 時間
	地域活動支援センター機能強化事業												
	地域活動支援センター (I 型)	0 箇所 0 人	0 箇所 0 人	2 箇所 40 人	2 箇所 40 人	2 箇所 40 人	2 箇所 40 人	2 箇所 40 人	2 箇所 40 人	2 箇所 40 人	2 箇所 40 人	2 箇所 40 人	2 箇所 40 人
	地域活動支援センター (II 型)	0 箇所 0 人	0 箇所 0 人	0 箇所 0 人	0 箇所 0 人	1 箇所 20 人	0 箇所 0 人	1 箇所 20 人	1 箇所 20 人	2 箇所 40 人	1 箇所 20 人	5 箇所 100 人	3 箇所 60 人
	地域活動支援センター (III 型)	0 箇所 0 人	0 箇所 0 人	0 箇所 0 人	0 箇所 0 人	0 箇所 0 人	0 箇所 0 人	—	—	—	—	—	—
その他事業	日中一時支援事業	8 箇所 7,900 人	8 箇所 5,255 人	9 箇所 10,700 人	9 箇所 12,243 人	9 箇所 10,700 人	9 箇所 13,193 人	9 箇所 13,100 人	10 箇所 12,170 人	10 箇所 14,100 人	10 箇所 13,508 人	10 箇所 15,050 人	10 箇所 12,937 人
	訪問入浴サービス	80 人	77 人	90 人	78 人	90 人	79 人	80 人	89 人	80 人	101 人	80 人	100 人
	自動車運転免許取得・改造費助成事業	25 人	16 人	25 人	19 人	25 人	22 人	25 人	21 人	25 人	13 人	25 人	9 人
	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	110 人	105 人	110 人	113 人	110 人	113 人	110 人	110 人	35 人	97 人	35 人	89 人
	点字・声の広報等発行事業	235 人	234 人	250 人	237 人	250 人	240 人	250 人	227 人	250 人	203 人	250 人	201 人
	筆士養成研修事業	510 人	427 人	510 人	438 人	510 人	365 人	422 人	355 人	422 人	341 人	422 人	312 人
	経過的精神障害者地域生活支援センター事業	2 箇所 100 人	2 箇所 〃人	〃箇所 〃人	〃箇所 〃人	〃箇所 〃人	〃箇所 〃人	—	—	—	—	—	—
	福祉ホーム	20 人	20 人	20 人	19 人	20 人	18 人	20 人	18 人	20 人	15 人	20 人	15 人



### 3 第3期障害福祉計画の位置づけ

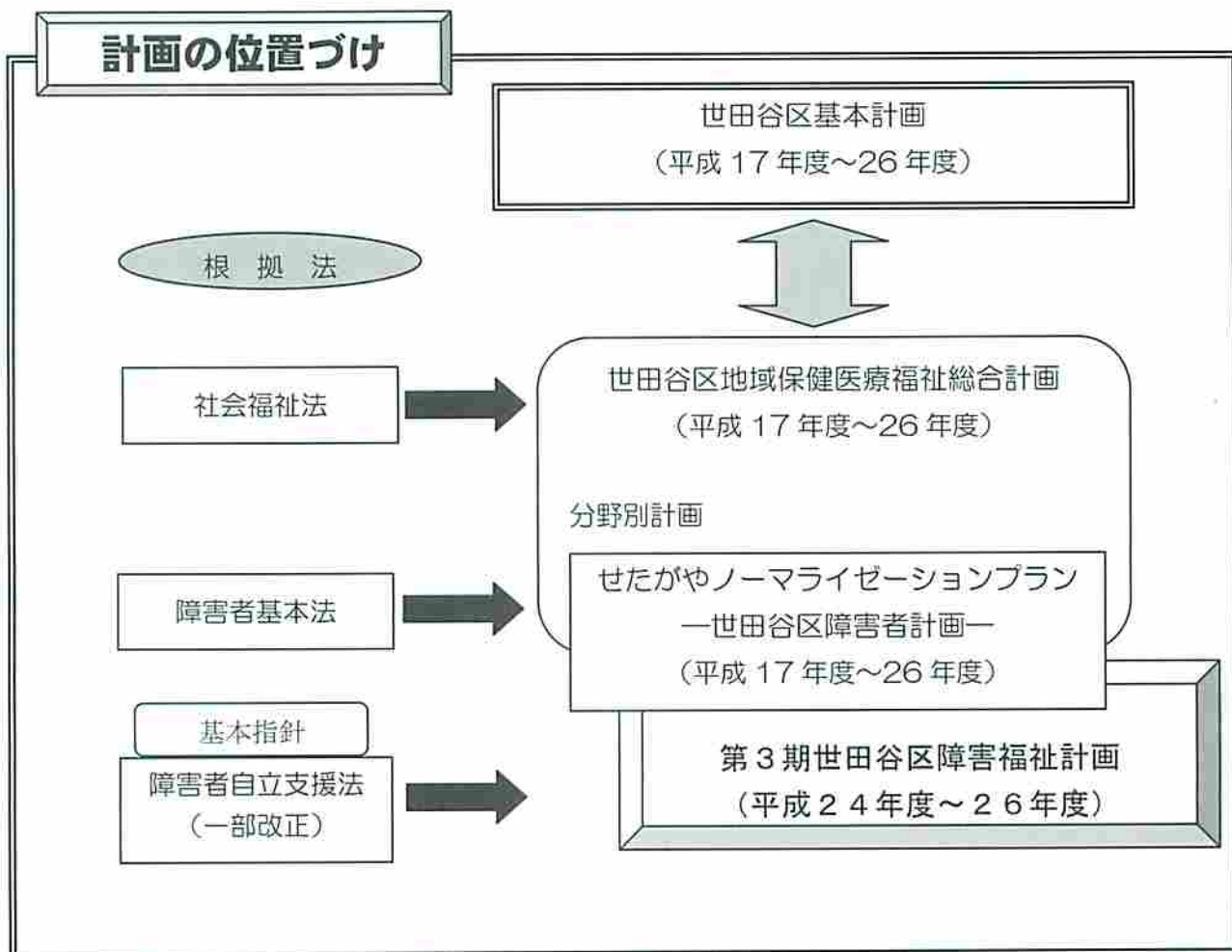
#### (1) 法的な位置づけ

本計画は、障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として策定する。

策定にあたっては国の定める「基本指針」に即することが規定されており、本計画もその内容を踏まえて策定するものである。

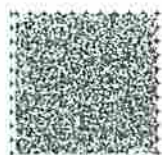
#### (2) 区の計画との関係

本計画は、「世田谷区基本計画」、「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」、「せたがやノーマライゼーションプランー世田谷区障害者計画ー」等との整合性を保ちながら策定するものである。



#### (3) 計画策定にかかる方針

- ① 障害者自立支援法改正法で改正された内容を計画に反映させるとともに、今後の国の障害者制度改革の検討を踏まえたものとする。
- ② せたがやノーマライゼーションプランとの統合を視野に入れ策定する。





#### (4) 対象

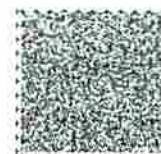
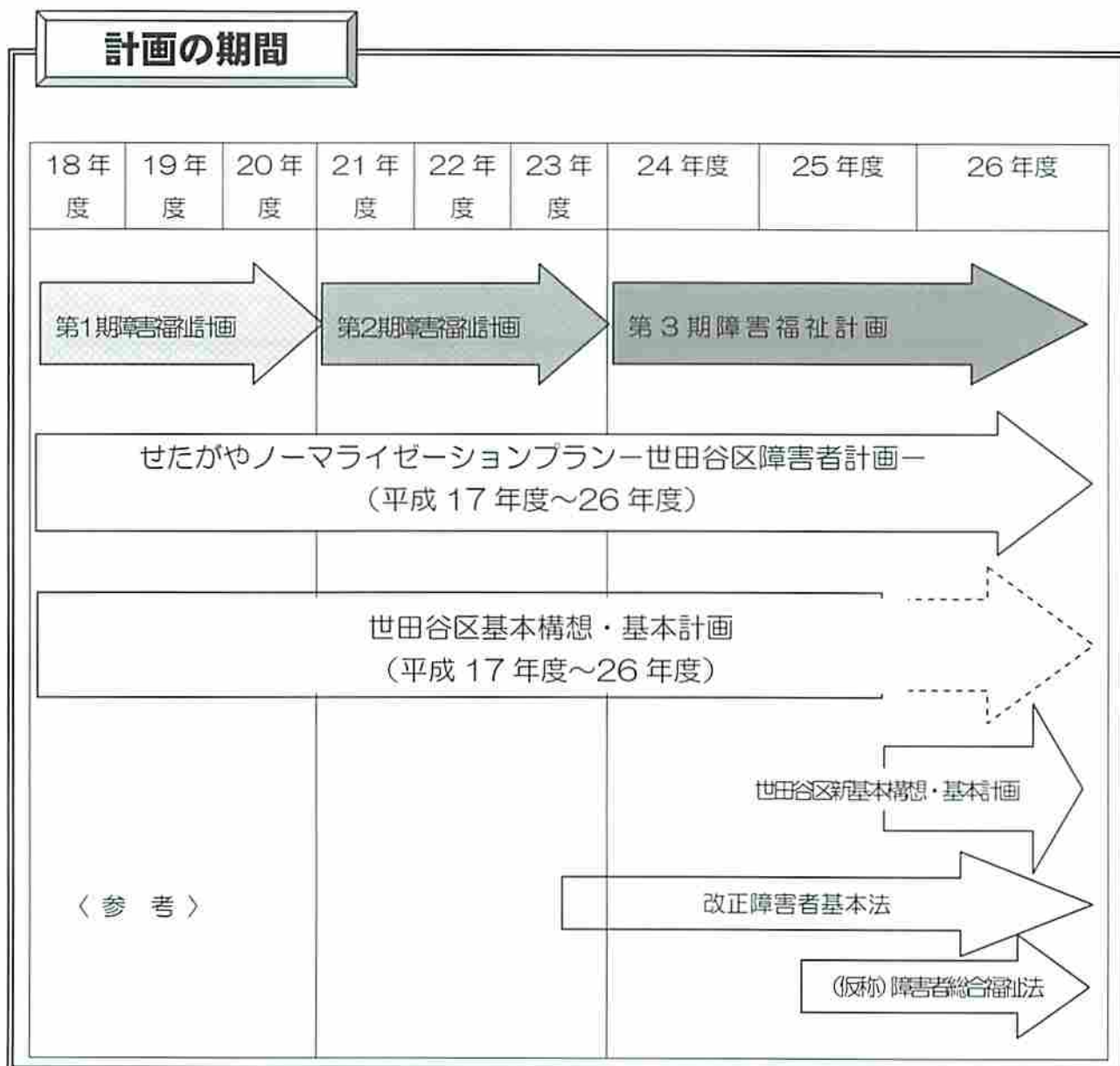
本計画は、障害者の範囲をめぐる国の動向と、世田谷区におけるこれまでの障害者施策の考え方に基づき、障害者の範囲を身体障害・知的障害・精神障害の3障害に加え、発達障害・高次脳機能障害等を含めて対象とする。

#### (5) 期間

障害福祉計画は3年ごとに作成することとされており、第3期計画として、平成24～26年度を期間とする。

なお、今後、国は、平成25年度に新たな福祉法制の実施をめざしており、計画期間中に計画を見直すことになる可能性があるとしている。

また、区の新基本構想・基本計画が平成26年度の策定が予定されることから、計画期間中の見直しも想定される。



## 第2章 障害福祉施策推進の基本的な考え方

### 1 基本理念

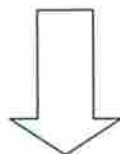
基本理念は、「第2期世田谷区障害福祉計画」の考え方を引き続き維持する。

具体的には、「せたがやノーマライゼーションプラン」の基本理念である「安心して地域で自立した生活を継続できる社会の実現」を共有するものとする。

#### 【基本的方向性】

幼児期から成人期まで  
一貫した地域生活支援の  
仕組みづくり

ノーマライゼーション社会  
実現のための区民、事業者、  
区の連携、協働



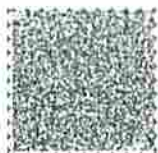
#### 【基本理念】

安心して

地域で自立した生活を継続できる

社会の実現

- 「安心」とは、「世田谷区基本計画」における将来目標のキーワードにもなっており、将来にわたって地域生活を継続していく上で、最も必要とされる。とりわけ障害者児にとっては、平時、災害時を問わず、生活の全局面で求められる。
- 「地域」とは、ここでは、私たちの住み慣れたまち・世田谷である。このまちこそが私たちの生活の場であって、障害の有無に関わらず、このまちで家族、親しい仲間、パートナーと暮らしていける基盤が築かれなくてはならない。それこそがノーマライゼーション社会の実現にほかならない。
- 「自立」とは、その人らしく、かけがえのない人生を送っていくことである。誰もが人生の主人公であって、その人生のシナリオを自由に描いていく姿にこそ人間の尊厳がある。



## 2 障害福祉施策体系

せたがやノーマライゼーションプランの基本理念の実現に向けて、4つの大項目と8つの中項目で構成する。

施策体系図

